

## 産業廃棄物処理施設設置許可に対する意見書

循環型社会を構築するため、消費者及び生産者の努力のもと景気動向などに左右され増減を繰り返しながらも生産過程における排出抑制と消費段階での再使用、再利用が進み、廃棄物の排出量の減量化が図られてきている。

この結果、最終処分量は減少してきており、大阪湾フェニックス計画も平成39年度までの継続を可能とし、平成40年からの次期フェニックス計画の実現にも展望が開けてきたところである。

現在、和歌山県内の産業廃棄物最終処分量は平成12年の26万8,000トンから平成21年には15万9,000トンと大幅に削減され、さらに平成27年には10万トンにまで削減する目標をたて実行中であるが、この目標を達成するためには、さらなる減量化に取り組むことが大前提であると同時に、排出抑制意識を高めるためにも新たな最終処分場の建設を必要最小限にとどめることが重要であると考えている。

こうした中、現在、大栄環境株式会社が御坊市塩屋町南塩屋森岡地内で進めている産業廃棄物処理施設建設については、県に対して許認可申請が提出され計画書が縦覧に付され住民意見の集約が行われている。

しかし、県や中核市がすでに許可した施設である安定型処分場や管理型処分場においても相次ぐ事故や安全性が確保されていない事例が全国的にも多々発生している。将来にわたり施設近辺で生活を送ることになる住民にとっては、現在の法基準を満たす施設であっても、継続的、将来的な施設の運営に危惧し、反対する住民は周辺地域では7割を超えると聞き及び、処理施設建設への理解には程遠い状況である。こうした現状をかんがみ、当御坊市議会はこの住民の声を最大限生かすよう求める。

なお、県においての許認可については法にのっとり総合的な判断をされることになるが、安全性を危惧する施設付近住民の声を重く受けとめ、不安払拭のために最大限の努力を払い将来にわたり許認可権者としての責任の所在を明確にして真摯に対応するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

御坊市議会

和歌山県知事

仁坂吉伸 殿